### 第2期古賀市子ども・子育て支援事業計画に係る令和6年度施策の取り組み状況について

## 基本目標1子どもの健やかな育ちのための支援 (1)子どもの健やかな心の支援

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和6年度成果と課題
	1	青少年育成活動推進事業	(放課後子供教室事業) 放課後に児童が学校施設等で安全に遊ぶことができるよう、地域住民 が中心となり各小学校区で放課後子供教室を実施する。また、活動充 実のため、学童保育所との連携や指導員研修会の実施、未実施校区へ の働きかけ等を行う。	全8小学校区で放課後子供教室を実施し、小学校や学童保育所と連携しながら、 子どもたちの放課後の行き場所・居場所づくりに寄与することができた。 事業内容の周知拡大及び運営スタッフの拡充が今後の課題となっている。
子どもの居場所づくり	2	児童館管理運営事業	(子ども居場所提供事業) ○歳から18歳未満までの子どもたちと乳幼児の保護者が、安心・安全 に過ごすことができる居場所となるよう、児童館・児童センターの施 設管理を行うとともに、施設の整備、遊びや体験活動を行う。	3児童センター全てで昨年度を上回る来館者数となり、幅広い年代を受け入れる子どもの行場所・居場所として運営することができた。また、各児童センターでは子どもたちの企画・運営によるまつりやイベントを実施し、主体性や協調性を育むことができた。 児童センター来館者増に対応するための職員体制の確保が今後の課題となっている。
心の相談支援	3	教育相談事業	(心の教室相談事業) 各小・中学校に心の教室相談員を一人ずつ配置することで、児童生徒が抱える様々な悩み、不安、ストレスなどの解消を図る。	心の教室相談員を全小・中学校に1名ずつ配置し、延べ4,056人の児童生徒に対応した。 教師・保護者ではなく気軽に話せる相談員を配置することで、いじめ・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応を図るとともに、児童生徒が悩み等を抱え込まず心にゆとりを持てる環境づくりを提供することができた。
児童生徒生活環境の改 善	4	教育相談事業	(児童生徒生活環境改善事業~スクールソーシャルワーカー事業~) スクールソーシャルワーカーを各小・中学校に派遣し、いじめ、不登校や暴力行為等の問題行動等を示す児童生徒が抱える問題(環境)への働きかけを行うことで、児童生徒にかかる負担の軽減を図る。	児童生徒の問題行動に学校だけで対応するのではなく、福祉の専門知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーによる面談や家庭訪問、福祉・医療関係機関等との連携により、児童生徒の抱える家庭・友人関係・地域等の環境改善を図った。 緊急対応要請が増え、延べ667件、実対応133人の相談・支援を行った。
	5	乳幼児親子交流·支援事業	(乳幼児親子居場所提供事業〜つどいの広場でんでんむし事業〜) つどいの広場『でんでんむし』において、子育て中の親子が気軽に利 用し、親子同士が一緒に遊ぶことにより、交流を通じて子育てに関す る情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	乳幼児と保護者の居場所の確保と情報提供を実施し、子育て家庭の不安感・孤立感の軽減に努めた。引き続き、専門職同士の連携の図りやすさを活かした事業展開を実施し、乳幼児親子の居場所を提供していく。利用者数は保育園入園等で減少傾向にあると考えられる。
乳幼児親子の交流	6	乳幼児親子交流·支援事業	(地域乳幼児親子交流促進事業〜ミニつどいの広場事業〜)子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士のふれあいにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	身近に気軽に、地域の中で子育てがしやすい環境を充実する必要があるため、学 童保育所での実施に加え、地域展開として、土曜広場、パパ・ママ講座、公園ミ 二つどい、オンライン広場を実施した。各事業への父親の参加も増加しており、 交流の場となっている。また発達や子育ての相談ができる居場所「COCOほっ と」を土曜ミニつどい広場に設置し、子ども家庭センターにつなぐことができ た。一方で、転入家庭に対する情報提供等、転入支援の必要がある。
当物児親子の交流推進	7	乳幼児親子交流•支援事業	(乳幼児絵本との出会い促進事業~ブックスタート事業~) 6~8か月児を持つ親子を対象に、赤ちゃんには絵本を、保護者には 赤ちゃんと絵本を楽しむ体験を提供する。	身近な地域における親子の居場所を知ってもらうきかっかけづくりとして、児童センター及び図書館で実施。乳児と保護者が絵本を介してゆっくり触れ合うひと時を持つきっかけ作り、育児における子育て不安や孤立感の軽減を図り、親子の愛着形成の支援を行った。図書館からはブックスタートの紹介及び図書館事業の周知をした。また市公式LINEによる参加予約を開始し、保護者の利便性向上に努めた。
	8	地域乳幼児親子交流• 支援事業	(乳幼児親子交流事業〜親子あそび事業〜) 乳幼児の保護者の子育てへの不安感や孤立感を軽減するため、米多比 児童館・千鳥児童センター・ししぶ児童センターで、親子あそびや仲 間づくりができる乳幼児事業を行う。	各児童センターで保育士資格を持つ職員が中心となり、季節に応じたあそびの企画・運営を行う「乳幼児親子あそび」を月1回〜4回開催し、多くの乳幼児親子が参加した。 年間の総実施回数が昨年度比で増えたこともあり、乳幼児参加者数は3児童センター合わせて791人となり、令和5年度(699人)から増加した。

### 基本目標1子どもの健やかな育ちのための支援

### (2)子どもの健やかな身体の支援

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和6年度成果と課題
健康づくりの啓発	1	健康づくり推進事業	む」の4つの柱を軸として、食や運動 に関する 健康づくりや健康 測定、健康講話等を通して、健康増進 や生活習慣病の発症 及び重 症化予防に市民が主体的に取り組むことで、 個人や家族だけでな	子どもの健康づくり推進事業のモデル事業として市内2小学校(小4)1中学校(中1)の生活習慣調査や骨密度測定、健康講話を実施。生活習慣調査や骨密度測定結果を保護者にもフィードバックすることで子どもの生活習慣を学校だけでなく家庭での意識向上につなげることができた。また、市内小中学校の養護教諭や栄養教諭と作成した子ども版健康チャレンジ10か条について、小4・中1を対象に全小中学校に配布し、健康づくりの意識向上に努めた。
食育の推進	2	食生活改善推進事業	(食生活改善推進事業・子どもクッキング事業) 市民が生涯にわたって健やかな生活を送ることができるよう、健全な食生活を実践する力を身につけるとともに、食の関心を高めるため、食生活改善に関わる市民団体や食に関する関係者と連携し、子どもから高齢者まで各ライフステージに応じた食育を推進する。	食に対する関心を高め健康的な行動を選択できるよう出前講座や市内保育所等や小中学生への食育活動(みそづくり、スタンドアローン事業と連携した調理実習、子ども料理教室など)を実施した。また、食生活改善推進会の自主活動として、簡単レシピの作成・配布やYouTubeを活用し「推しレシピ」を配信した。産学官連携による「古賀式私の朝プロシェクト」において、サンリブ古賀をはじめとしたイベントの実施や地域での通学合宿において、朝食の摂取をはじめとしたバランスの良い食生活についての啓発を行った。今後も関係課や関係機関等と連携し、子どもの頃からの生活習慣病予防の取組として、家庭や地域、学校において減塩や肥満防止、強い骨づくりに対する食育の推進を図る必要がある。
スポーツ活動の促進	3	スポーツ活動支援事業	(スポーツ活動支援事業) 指導者や保護者等を対象にした講習を行い、指導者のスキルアップ や団体間の意識共有、コミュニケーション向上を図る。	ジュニアスポーツ指導者研修会、交流会を2回開催し、合計35人の参加があった。研修会等により、指導者の資質及びジュニアスポーツ環境の向上につながっているが、直接保護者会に呼びかけるなど、参加者を増やす仕組みづくりについて検討する。
小学生の健康管理	4	学校運営事業	(就学時健康診断事業) 子どもの健康の保持及び疾病予防、早期発見を図るため、5歳児を 対象に就学時健康診断を行う。	就学時健診の会場を令和5年度から各小学校の体育館からサンコスモ古賀へ変更した。申込みのなかった児童の状況把握が難しいという課題は残るものの、大きな混乱もなくスムーズに実施することができた。また、まちづくり推進課と連携し、外国籍児童の保護者への情報提供やサポートを行うことができ、多様な家庭への対応にも一定の成果があった。
子どもの発達支援	5	子ども発達支援事業	(子ども発達支援事業) 発達に課題のある乳幼児や保護者への支援を行う。また、園の支援 者に対して発達特性への理解に関する支援を行う。	令和2年度より継続して、こども発達ルーム事業委託を実施。相談支援、グループ活動、保護者支援、巡回相談、療育研修会、Dr.健診などを行い、子どもの発達支援及び保護者や支援者に対しての支援を行った。令和6年度の実利用者数は382人。各園対し、巡回相談に向けた事前研修会を実施した。また年長保護者勉強会とあわせて、年中保護者勉強会を実施した。

## 基本目標1子どもの健やかな育ちのための支援 (3) 次世代を担う子どもへの支援体制の充実

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和6年度成果と課題
キャリア教育	1	キャリア教育推進事業	(小学生キャリア教育) 小学校5年生児童全員を対象に、講師を招いて「接遇マナー研修」を 実施する。	全小中学校でキャリア教育全体指導計画を立案・実施し、小中の系統性と児童生徒の発達段階に応じた計画的・組織的な取組を行った。 小学校から中学校まで繋がるキャリア教育として講師による接遇マナー研修を小学校5年生と中学校1年生を対象に実施した。9/2~9/19の期間、全小中学校で学年指導・学級での指導を含め接遇マナー研修を実施した。
職業体験学習	2	キャリア教育推進事業	(中学生職業体験学習事業) 中学2年生全員を対象に、市内事業所において職業体験を実施する。	生徒達の職業観を芽生えさせることを目的に、様々な職業人を学校に招き、生徒達と「どんな職業か」や「働くことの意義」について語り合う「夢授業交流会」を全中学校で実施した。市商工会の協力を得て、飲食業界など地域に身近な職種の参加が増え、生徒にとって具体的な将来像を描きやすい内容となった。令和7年度以降も多様な業種の参画を促し、より多角的な視点で「働く」ことを学べる機会の充実が求められている。
青少年活動の推進	3	スタンドアローン支援事業	(子ども自立支援事業〜スタンドアローン(一人で立つ)支援事業〜)経済的に厳しい世帯の中学生や様々な問題を抱える中学生を中心に据え、参加者一人ひとりが意欲を持って生きられるよう、家庭学習支援を中心に社会体験学習を実施する。また、学校や家庭とは違った形での居場所提供を行う。これらの支援を通し、進路(進学)など自分の将来に夢を持てるような事業を計画し、実施する。	学習支援では参加した中学3年生全員が希望する高校に進学することができた。また、社会体験学習支援では、年5回(七夕飾り、人権教室「性の多様性について学ぼう」、調理実習(2回)、スマホ健康講座)を実施し、子ども達の生き抜く力の育成につながった。 学校や関係機関との連携することで、支援が必要な生徒にさらに寄り添うことができていることもあり、参加者が前年度より増加した。(R5:59人、R6:68人)また、学習環境の充実を図るため、令和4年度から試行的に始めた軽食の提供を継続して行うことで、子ども達の学習への意欲につながった。
人権教育・啓発	4	人権意識向上事業	(地域人権啓発事業・じんけん平和教室) 公募した市内小学生を対象に、人権や平和についてフィールドワーク を中心に教室を開催する。	夏休みの6日間で実施。福岡県と長崎県で起きたことを、事前学習・フィールドワーク・事後学習と一連の流れを通して、戦争の悲惨さ、平和の大切さを実感することで、人権意識の向上につながった。参加者が前年度より減少(R5:29人、R6:16人)したため、実施期間の短縮など事業の見直しをする必要がある。スタンドアローン(一人で立つ)支援事業に参加している中学生の内、希望した5名は、リーダーとしてこの事業に参加した。生徒自身の人権意識の向上はもちろんのこと、リーダーの役割を担う中で、生徒の成長が見られた。
	5	人権意識向上事業	(地域人権啓発事業・異文化交流教室(ひだまりパスポート)) 公募した市内小学生を対象に、国際的な人権感覚を養うとともに、将来へ向けた夢や目標を描くきっかけとなるよう、福岡県在住の外国人や海外での生活経験のある日本人を講師に迎え、さまざまな国のことば・文化・歴史等を学ぶ。	各国の動画や写真で見る風景や街並み、言葉や遊びを通して、日本との違いに気づき、また一人ひとりの違いを理解することで、人権意識の向上につながった。 人数の多かった低学年を2クラスに分けることで、きめ細かな声掛けができた。 しかし、まだ理解度に差があるため、講師との事前打ち合わせを密に行うなど し、年齢に応じた事業の進め方を工夫する必要がある。 (参加者:合計55人) 1年生:15人、2年生:14人、3年生:16人 4年生:5人、5年生:2人、6年生:3人

## 基本目標1子どもの健やかな育ちのための支援 (3) 次世代を担う子どもへの支援体制の充実

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和6年度成果と課題
	6	読書活動促進事業	(視聴覚資料利用促進事業・子ども映画会事業) 子どもの豊かなこころや感性を育むとともに映画の楽しみを伝えるため、図書館に所蔵する子ども向けの視聴覚資料を上映する。	子ども映画会を実施(年3回 (7/31、8/7 [夏休み企画]、 3/20 [春休み企画])) 図書館AV資料を上映することで、来館のきっかけとなり、関連する図書についても貸出や予約等が増加し、貸出促進が図られ、成果は大きいと評価する。今後は、上映作品の選考や開催時期、周知方法の工夫等により更なる参加者増につなげていく。
読書活動の促進	7	読書活動促進事業	(読み聞かせ促進事業・おはなし会事業) 乳幼児・児童への本の読み聞かせなどを行うおはなし会を実施する。	年間を通しおはなし会(どようおはなし会、赤ちゃんおはなし会、小さい子のおはなし会)を関係団体と連携して実施した。 子どもたちの発達段階にあわせたおはなし会を定期的に実施することは、子どもの成長へ大きな影響を与えるものであり、今後もボランティアとの連携を図りながら、より多くの親子に参加してもらえるような企画を考えていく。
	8	読書活動促進事業	(読み聞かせ促進事業・セカンドブック事業) 〇歳児対象のブックスタートに続く事業として、3歳児を対象に、セカンドブック(絵本)を配付し、家庭での読み聞かせを促す。	3歳児健康診断時にて472名に絵本を配付。配付率は94%で、昨年度(95%) に引き続き高い水準を維持している。 配布した絵本の家庭での活用状況等が把握できていない。
	9	読書活動促進事業	(読書活動促進事業・小学1年生向け冊子配布事業) 市立図書館を利用するきっかけとなるよう、また、本に親しみ、楽しむことで、豊かな心や生きる力を育むことができるよう、市立図書館の利用を促す冊子を配布し子どもの読書活動の推進をしていく。	内容の見直し等で実施しなかった。 今後については事業内容見直し等含め検討。
文化芸術の振興	10	文化芸術振興事業	(文化芸術人材育成事業・アート・バス事業) 日ごろ本物の美術作品等にふれる機会のない子どもたちをバスに乗せ、美術館等に出向き、アートにふれる機会を提供する。対話型鑑賞により事業に深みをもたせ、文化芸術の振興を担う人材育成の契機とする。	(文化力向上事業) 赤星孝・信子夫妻の絵画作品を活用したプログラムや、当課文化財係・九州歴史 資料館の協力を得て【船原古墳講座】とのコラボを地元の学校と引き続き実施することが出来た。 (アート・バス事業) 参加見込みが厳しかった中学生の回では、中学校美術部(顧問)の協力もあり、満員の参加者で充実した取組となった。市コーディネーターによる職業観に係る講話もあり、深みのある内容であった。 今後は、より事業効果を高め、開催時期の通年化や文化関係団体の育成もにらみ、アウトソーシングの検討を図りたい。
	11	文化財公開・活用事業	(自然史歴史教養向上事業・子ども自然史・歴史講座) 自然史・歴史について学ぶ機会として、体験型の子ども歴史講座を開催する。	アンケート結果より、講義や実技を通じて、「船原古墳」や郷土の歴史について興味を持ってもらうことができた。 今後は、さらに他課や関係団体との事業連携等、事業の広がりと深まりを意識し、より効果を高めたい。
歴史文化の普及	12	文化財公開・活用事業	(小・中学生郷土史教育事業・教育普及事業) 郷土史の学習や、歴史資料館展示室の見学(郷土古賀の歴史学習、遺跡・出土品などの埋蔵文化財の学習、農具や民具など暮らしの学習) などを行う。	校長会等で施設見学受入を案内し効果を上げている事業で、郷土読本「わたしたちのこが」を教科学習として活用している。 ・郷土読本を活用した教科学習 歴史資料館見学 5校 今後も、可能な範囲でニーズに対する柔軟な対応に努め、歴史文化の普及を図りたい。
	13	文化財公開・活用事業	(小・中学生郷土史教育事業・歴史資料館れきし体験パスポート) 歴史クイズや昔遊びなど遊びながら学べるよう、「れきし体験パスポート」を実施する。	前回の期間と「クイズ」内容を変えたり、「触ってみよう(遺物に触る体験)」を加えたりと、変化を続ける事で、リピーターにも飽きられずに歴史に関心を持ち続ける工夫を行い、歴史資料館の認知度の向上に繋げた。・夏休み・延べ参加者数 322人・冬休み 延べ参加者数 61人・春休み 延べ参加者数 98人中高生以下への郷土学習の提供について、新たな手法の検討や、他事業との連携も含めて引き続き研究し、提案していく必要がある。

## 基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり (1)妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和6年度成果と課題
妊娠期保健の推進	1	妊娠期支援事業	(妊娠期健康増進事業・妊婦教室・相談事業) 妊婦等に対し妊娠・出産・育児に関する教室を開催するとともに、情報提供や相談・支援を行う。	令和5年度まで年5回開催だったが、令和6年度は年6回開催にし、参加者増加を図った。8月盆休み中の開催だったが、夫婦での参加が多く盛況だった。福岡女学院看護大学の後期すこやか教室の開催日と重ならないよう日程調整を行ったこともあり両方の教室に参加した妊婦も多かった。母子手帳交付時の案内だけでなく、他機関とも連携し今後も開催周知を図っていく。
	2	妊娠期支援事業	(妊婦健康診査事業) 妊婦に対し、妊婦健診費用を助成し、適正な妊婦健康診査の受診を促す。	母子手帳交付時に妊婦健診の補助券を交付し、妊婦健康診査費用を補助した。妊婦や胎児の健康の保持を図るため、補助券交付時に、個々に妊婦健康診査を受けていただくよう勧奨している。
	3	産前・産後支援事業	(乳児家庭全戸訪問等事業) おおむね生後4か月までの乳児のいる全家庭を、保健師、助産師又は 保育士が訪問し、子育て支援情報の提供、養育に関する指導及び援助 等を行う。	市内在住のすべての家庭に乳児家庭全戸訪問を実施(訪問率99.7%)した。子育ての孤立化を防ぐため不安や悩みを聞き、産後ケアや親子の居場所を中心に、子育て支援に関する情報提供をすることができた。また、全戸訪問後に支援や見守りが必要な家庭に対して、養育支援訪問を実施した。引き続き、妊娠の初期段階から妊婦に寄り添う伴走型支援ができる体制を継続していく。
子育て家庭の支援	4	産前・産後支援事業	(産前・産後子育て支援事業) 顔の見える信頼関係の構築からSOSを出しやすい関係を築き、産前・産後の不調の早期発見・早期支援につなげ、産後うつの発症や重症化の予防、産後不調の軽減を図る。	保健師、助産師、管理栄養士、保育士による訪問を行い、妊娠期から顔の見える 信頼関係を築くことでSOSを出しやすい関係の構築に努めるとともに、それぞ れの妊婦に応じた支援ができるよう、妊産婦の現状を把握し必要な情報の提供を 行った。 また、産前・産後ヘルパー派遣事業、産後ケア事業を実施した。必要な方へ事業 についての周知を丁寧に行ったため、利用者が増えた。今後は、受け入れ乳児の 月齢を拡大するためにも産後ケアの受け入れ事業所を増やしていきたい。
	5	乳幼児健康支援事業	(離乳食指導事業) 生後5か月から1歳までの乳児とその保護者を対象に、離乳食教室を 実施する。	子育て相談のうち離乳食に関する相談は多いため、離乳食教室においても気軽に 相談できる場を設けて対応している。 また、電話や訪問による相談対応も行い、個に応じた支援を行った。 令和6年度より、離乳食教室での資料を市独自で作成し配布した。
乳幼児期保健の推進	6	乳幼児健康支援事業	(乳幼児健康診査事業) 子どもの健康の保持及び疾病予防、早期発見を図るため、生後4か月、10か月、1歳6か月、3歳児を対象とした乳幼児健診及び育児相談会を行う。	1歳6か月児健康診査の年度末受診は、99.1%及び3歳児健康診査の年度末受診率は100.2%となっている。令和6年度より1歳6か月児健診に集団遊びを導入し、発達に関する特性の早期発見に努めた。今後も引き続き健診後のフォローや、未受診者への受診勧奨を実施し、乳幼児の健康保持増進を図る必要がある。
感染症の対策	7	小児感染症対策事業	(小児予防接種事業) 伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するために予防接種を 行う。	HPVワクチンキャッチアップ接種の最終年度ということで、未接種者に対する個別通知等、積極的な接種勧奨を実施した結果、キャッチアップ接種は前年比400%の接種数となった。また、MRワクチンの供給不足に伴う接種期間の延長措置に対し、医療機関や市の広報を通じていち早く情報の周知に努めることで保護者の安心につながった。
子育ての相談支援	8	乳幼児親子交流•支援事業	(乳幼児親子相談・交流事業) 「1歳誕生広場」「2歳元気っこ広場」等を開催し、同年齢の子を育てる親同士の交流や情報交換、スタッフによる相談を行う。	子育て中の親子の困り感に早期対応できるよう、親子遊びや情報交換の場を提供しながら相談に応じ、引き続き月齢に応じた事業を展開していく。また、LINEによる参加予約を開始したことにより、保護者が気軽に事業に申し込むことができるようになった。
	9	乳幼児親子交流•支援事業	(乳幼児親子居場所提供事業〜つどいの広場でんでんむし事業〜) つどいの広場『でんでんむし』において、子育て中の親子が気軽に利 用し、親子同士が一緒に遊ぶことにより、交流を通じて子育てに関す る情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	乳幼児と保護者の居場所の確保と情報提供を実施し、子育て家庭の不安感・孤立感の軽減に努めた。引き続き、専門職同士の連携の図りやすさを活かした事業展開を実施し、乳幼児親子の居場所を提供していく。利用者数は保育園入園等で減少傾向にあると考えられる。
乳幼児親子の交流 推進	10	乳幼児親子交流·支援事業	(地域乳幼児親子交流促進事業〜ミニつどいの広場事業〜) 子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士のふれあいにより、交流 を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供す る。	身近に気軽に、地域の中で子育てがしやすい環境を充実する必要があるため、学 董保育所での実施に加え、地域展開として、土曜広場、パパ・ママ講座、公園ミ 二つどい、オンライン広場を実施した。各事業への父親の参加も増加しており、 交流の場となっている。また発達や子育ての相談ができる居場所「COCOほっ と」を土曜ミニつどい広場に設置し、子ども家庭センターにつなぐことができ た。一方で、転入家庭に対する情報提供等転入支援の必要がある。
	11	地域乳幼児親子交流•支援事業	(乳幼児親子交流事業〜親子あそび事業〜) 乳幼児の保護者の子育てへの不安感や孤立感を軽減するため、米多比 児童館・千鳥児童センター・ししぶ児童センターで、親子あそびや仲 間づくりができる乳幼児事業を行う。	各児童センターで保育士資格を持つ職員が中心となり、季節に応じたあそびの企画・運営を行う「乳幼児親子あそび」を月1回~4回開催し、多くの乳幼児親子が参加した。年間の総実施回数が昨年度比で増えたこともあり、乳幼児参加者数は3児童センター合わせて791人となり、令和5年度(699人)から増加した。

## 基本目標 2 いきいきと子育てができる環境づくり (2)子育てカ向上のための支援

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和6年度成果と課題
食育の推進	1	食生活改善推進事業	(食生活改善推進事業) 市民が生涯にわたって健やかな生活を送ることができるよう、健全な 食生活を実践する力を身につけるとともに、食の関心を高めるため、 食生活改善に関わる市民団体や食に関する関係者と連携し、子どもか ら高齢者まで各ライフステージに応じた食育を推進する。	食生活改善推進会と連携して、簡単レシピの作成・配布やYouTubeを活用し「推しレシピ」を配信した。また市内保育所等や小中学生への食育活動(みそづくり、スタンドアローン事業と連携した調理実習、子ども料理教室など)を実施した。 産学官連携による「古賀式私の朝プロジェクト」で実施したサンリブ古賀でのイベントでは、食生活改善推進員作成の減塩紙芝居やみそ玉の配布など朝食の摂取や減塩など健康的な食生活についての啓発を行った。また、ピエトロと連携し市内認定こども園などへの食育活動を実施した。 今後も関係課や関係機関等と連携し、子どもの頃からの生活習慣病予防の取組として、家庭や地域、学校において減塩や肥満防止に対する食育の推進を図る必要がある。
家庭・地域教育の支援	2	家庭教育啓発事業	(リーパスカレッジ事業) 家庭教育に関する国や県の情報を収集するとともに、家庭教育の支援者やボランティア団体等と連携し、周知する。 小学生から高校生までの児童生徒及び保護者を対象に家庭教育講座や 講演会を開催し、家庭の教育力向上を目指す。	リーパスカレッジで各種講座を開催し、学びの場、出会いの場、きっかけづくりの場の提供ができた。今後も魅力的な家庭教育講座を開催し、より効果的なPR方法を検討する必要がある。
育児力の向上	3	乳幼児親子交流・支援事業	(乳児母子支援講座事業〜IPPOプログラム事業〜) 2ヶ月から6ヶ月までの第1子乳児とその母親を対象とし、ベビーマッサージやあやしうた等の実技や参加者同士の交流を通じて、母子の愛着形成を図る。	IPPOプログラム事業を通じて、赤ちゃんと母親が外出する機会をつくり、参加者同士のつながりの中で、体験的に子育てができるように支援した。R6年度から新規に父親対象のプログラムも実施した。事業終了後も、母親たちが自主的に交流する等、子育てを楽しんでいる状況がある。毎週1回、6週間連続で実施するため、母親や赤ちゃんが抱えている課題を早期に発見することができることから、支援が必要な母子に対し、乳児の初期段階から支援を行うことができた。
読書活動の促進	4	読書活動促進事業	(読書活動促進事業) 子どもを対象に、読書講座及び講演会などを実施する。	「子ども読書の日イベント(おはなし会等)」、「高校生によるおはなし会」などでは、体験学習を交えた広がりのある読書イベントを開催した。また、「暮らしの講座」や「医療講座」を開催、幅広い内容で読書の楽しみを拡げる読書活動の推進を図った。
児童の権利擁護	5	家庭児童相談支援事業	(子ども・若者相談支援事業) 子育て・養育・家庭に関する相談や、その他家庭児童の福祉に関する 相談を実施する。	令和6年度に「子ども・若者相談室」を設置し、妊産婦から青年期の子どもまで幅広く相談を受けることが可能となった。家庭児童相談室では少なかった不登校 や高校生以上の相談件数が増加した。

## 基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり (3)子育て情報提供の充実

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和6年度成果と課題
子育で情報発信の充実	1		(子育て情報発信事業) ホームページや広報を通じた情報提供を行うとにより、相談機関や市内の子育て支援に関する情報提供を行う。	官民協働で子育て支援事業を1冊にまとめた「子育てBOOK」を発行した。妊娠届出時と乳児家庭全戸訪問時に説明し配布した。公共施設や子育でに関する施設への配架や、市公式LINEからも見ることができるようにするなど積極的な周知に取り組んだ。今後は最新の情報が提供できるようデータ化していく。
	2	青少年育成活動推進事業	(青少年育成活動情報発信事業) 青少年育成事業の案内、報告等を掲載した子どものための情報誌「こがっち」の定期的な発行等による情報発信を行う。	計6回「こがっち」を発行し、小学生は小学校を通じて全員配布、中学生は教室掲示を行い、子どもたちに直接情報を届けた。また、ホームページやフェイスブック、LINEなど、多様な方法で情報発信に取り組んだ。

## 基本目標 2 いきいきと子育てができる環境づくり (4)要保護児童及び要支援児童等への対応

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和6年度成果と課題
	1	児童権利擁護事業	(要保護児童等対策支援事業・啓発事業) 小中学校の児童・生徒への啓発グッズの配布や、保護者へのチラシ配布、メール配信等を行い、子ども・若者相談室などの相談先を周知する。	市内4か所にのぼり旗の掲示や認定こども園等への啓発用ちらしの配布、小中学生の保護者への虐待予防啓発一斉メールの配信、古賀市の公式SNSを通じて虐待予防啓発記事の一斉配信、市内の医療機関や地域にポスターの配布、児童虐待防止と「女性に対する暴力をなくす運動」推進のため人権センターとのコラボ展示など、様々な方法で児童権利擁護の周知、啓発に努めた。
児童の権利擁護	2	児童権利擁護事業	(要保護児童等対策支援事業・相談事業) 福祉・教育などの関係機関相互のネットワークを構築し、要保護児童 等の早期発見・対応に努めるとともに、情報共有・共通認識を図った うえで、一人ひとりにあった支援を検討する。	令和5年度から引き続き、学校等の訪問の回数を増やして実施した。訪問を行うことで情報共有をスムーズに行うことができた。 相談件数は年々増加かつ複雑化しており、関係機関等の連携が重要である。
	3	児童権利擁護事業	(家庭児童相談支援事業) 子育て・養育・家庭に関する相談や、その他家庭児童の福祉に関する 相談を実施する。	令和6年度に「子ども・若者相談室」を設置し、妊産婦から青年期の子どもまで幅広く相談を受けることが可能となった。家庭児童相談室では少なかった不登校や高校生以上の相談件数が増加した。
子育て家庭の訪問支援	4	産前·産後支援事業	(乳児家庭全戸訪問等事業・養育支援家庭訪問事業) 養育支援が必要な家庭に対し、保健師、助産師又は保育士が家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等を行う。	市内在住のすべての家庭に乳児家庭全戸訪問を実施した。子育ての孤立化を防ぐため不安や悩みを聞き、産後ケアや親子の居場所を中心に、子育て支援に関する情報提供をすることができた。また、全戸訪問後に支援や見守りが必要な家庭に対して、養育支援訪問を実施した。引き続き、妊娠の初期段階から妊婦に寄り添う伴走型支援ができるような体制を継続していく。
青少年の相談支援	5	青少年健全育成対策事業	(青少年相談事業) 子ども・若者相談室において、青少年や保護者等からの相談を受け、 関係機関につなげることや、継続的に相談を受けて切れ目のない支援 を行っていくことで、悩みの軽減や課題の解決につなげて いく。	令和6年度に青少年支援センターと家庭児童相談室、子育て世代包括支援センターが一体化し、「子ども・若者相談室」を設置した。今まで青少年支援センターで多く相談を受けていた不登校や高校生以上の相談を受けることが増えており、妊産婦から青年期の子どもまで幅広く相談を受けることが可能となっている。
人権教育•啓発	6	人権意識向上事業		研修会や講演会をはじめ、会議などに出席し情報収集・交換を行うことで、職員のスキル向上に繋がった。

## <u>基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり</u> (1)生活支援・経済的支援

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和6年度成果と課題
出産の支援	1	出産経済的支援事業	(助産施設入所管理事業) 経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦が、安全な 出産及び健やかな産後を迎えられるように支援する。	相談は数件あったが、助産対象施設ではない病院での出産等で、利用要件が合わずに利用に至らなかった。
乳幼児期保健の推進	2	乳幼児健康支援事業	(未熟児養育医療費用負担軽減事業) 乳児の健全育成を図るため、医療を必要とする未熟児に対し、養育に 必要な医療の給付を行う。	身体の発育が未熟のまま生まれた乳児に対する養育医療費を支給した。予期せぬ 早産等で不安が募る申請者に対し、丁寧な手続き案内を行い、負担にならないス ムーズな対応が必要である。令和6年度実績:18件(実数)
	3	児童手当事業	(子育て世帯経済的支援事業・児童手当) 中学校終了前までの子どもを監護している保護者に対し、児童手当を 支給する。	申請に対し、適正に児童手当を支給し、子育て世帯への経済的支援を行うことができた。 令和6年10月の児童手当の制度改正に合わせて、適正に対応できた。
	4	幼児教育・保育支援事業	(私立幼稚園就園支援事業) 幼稚園に就園する保護者に対し、無償化相当額の給付を行うととも に、保護者の所得階層及び第3子以降の子どもが幼稚園に支払う給食 費の一部を補助する。	幼児教育・保育無償化制度に適正に対応し、子育て世帯の経済的負担を軽減をすることができた。
子育て世帯の経済的 支援	5	幼児教育・保育支援事業	(多様な事業者の参入促進・能力活用事業) <u>令和3年度からの事業</u> 小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児に かかる利用料を補助する。	対象者なし
	6	子ども医療事業	(子ども医療費用負担軽減事業) 対象となる乳幼児及び子どもの保護者の申請に基づき医療証を交付 し、現物支給等により医療費の一部を保護者に支給する。	保護者の経済的負担を軽減することができた。 子ども医療受給者数 10,223人 内訳:乳幼児(小学校就学前まで)3,187人 (うち市費 96人) 子ども(小・中・高) 7,036人 (うち市費 2,166人) 令和6年4月より18歳まで無償化対象を拡大。
子育ての支援	7	児童権利擁護事業	(子育て短期支援事業) 保護者の疾病やその他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間。養育・保護を行う。	令和6年度は、多胎児の保護者のレスパイトや母の就労等を事由とした利用があり、保護者の負担軽減を図ることができた。
	8	就学援助事業	(特別支援教育就学奨励費支給事業) 特別支援教育が必要な児童・生徒の保護者に就学奨励費の支給をする ことにより、経済的負担を軽減する。	経済的に困難な状況にある家庭への支援を分かりやすく、受けやすい形で提供することに努めた。これにより、子どもたちが安心して学校生活を送れる環境の整備に寄与した。
就学の支援	9	就学援助事業	(就学援助事業)経済的理由によって小・中学校への就学が困難な家庭に対し、援助費を支給する。	就学援助については、経済的に困難な状況にある世帯への支援をより適切に行うため、支給対象の選定や周知に努め、支援を必要とする世帯に対して充実した対応を行うことができた。これにより、子どもたが安心して学校生活を送れる環境の整備に寄与した。今後は、保護者等がより申し込みしやすいように、QRコード等を活用し、できる限り簡単な方法で申し込みできる仕組みを整える必要がある。
	10	修学・進学等支援事業	(中学生制服等再利用支援事業) 古賀市内の中学校、または近隣の高等学校の制服で不要になったもの を受け付け、制服を必要とされる人に無料でお渡しする。 制服リユースについて、広報等で周知する。	令和6年度は、制服、書道バックに加え、体操服のリユースを始めた。全小学校において、1年生の机引き出しのリユースが定着し、児童の物を大切にする心の育成につながっている。更なる保護者負担軽減を推進するためには、リユースの維持だけでなく、購入の要否から検討する必要がある。
進学の支援	11	修学・進学等支援事業	(高等学校等進学費用負担軽減事業) 経済的理由によって高等学校等への就学が困難な家庭に対し、古賀市 高等学校等入学支援金を支給する。 財団法人福岡県教育文化奨学財団が実施する奨学金の周知を行う。	高等学校等入学支援金は、支給決定者の内、私立学校専願入試合格決定者に対して、2月中に支援金支給を行い、高等学校等進学にあたって支援が必要な世帯への早期支援に取り組んだ。平成14年の制度創設以来、支援金額は据え置かれていたが、近年の物価高騰や経済状況の変化に加え、多くの高等学校においてタブレット端末の購入を保護者負担で求められるなど、教育にかかる費用が増加している現状を踏まえ、支援の実効性を高めるため、支援金額を5,000円増額した。《支給金額》  ■・公立:40,000円 ⇒ 45,000円 私立:55,000円 ⇒ 60,000円

# <u>基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり</u> (1)生活支援・経済的支援

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和6年度成果と課題
	12	児童扶養手当事業	(ひとり親家庭等経済的支援事業) 子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、 障がい児については20歳未満)を監護しているひとり親家庭等の保 護者に対し、児童扶養手当を支給する。	申請に対し、適正に児童扶養手当を支給し、ひとり親家庭等の子育て世帯への経済的支援を行うことができた。
	13	ひとり親家庭等支援事業	(母子父子寡婦福祉資金貸付事業) ひとり親家庭の保護者または児童の貸付希望者に対し、県婦人相談員 とともに面談を行い、貸付申請を進達する。	県のひとり親向けの冊子や「子育でBOOK」に情報を掲載している。市広報、ホームページにおいても制度の周知を行った。令和6年度は貸付者数は2名で、いずれも修学資金の相談であった。
ひとり親家庭の自立支援	14	ひとり親家庭等支援事業	(母子父子家庭自立支援給付金事業) ひとり親家庭が自立するのに必要な技能・資格の取得に要する費用の 一部を支給する。	ひとり親家庭等に対し、就職のための資格取得にかかる費用を支援することにより、就労による自立を促進し、生活の安定を図ることができた。令和6年度は、6名に高等職業訓練促進給付金を支給した。 県のひとり親向けの冊子や「子育てBOOK」、市広報やホームページにおいて周知を行った。
	15	ひとり親家庭等支援事業	(子育て世帯訪問支援事業) 支援が必要な子育て世帯等に対して支援員を派遣し、日常生活に必要 な支援を行う。	令和5年度より「ひとり親家庭等日常生活支援事業」は、対象者を広げた「子育て世帯訪問支援事業」と統合している。どのような支援が必要か事前に計画を作成し、見直しのために定期的な訪問を行っているため、よりニーズに沿った支援を行うことができた。
	16	ひとり親家庭等支援事業	(ひとり親家庭等医療費用負担軽減事業) ひとり親家庭等の対象者の申請に基づき医療証を交付し、現物支給等 により医療費の一部を支給する。	受給者(保護者)の経済的負担を軽減することができた。 ひとり親家庭等医療受給者数 482人 子ども医療拡大により18歳未満は子ども医療に順次移行。
	17	特別児童扶養手当事業	(障がい者経済的支援事業) 精神又は身体が障がいの状態にある20歳未満の子どもを監護している 保護者に対し、特別児童扶養手当を支給する。	申請に対し、適正に事務処理を行い、精神又は身体が障がいの状態にある20歳末満の子どもを監護している保護者への経済的支援を行うことができた。
障がい者の生活支援	18	重度障がい者医療事業	(重度障がい者医療費用負担軽減事業) 対象となる重度障害者の申請に基づき医療証を交付し、現物支給等に より医療費の一部を支給する。	受給者(保護者)の経済的負担を軽減することができた。 重度障がい者医療受給者数 907人 (うち市費 49人) 子ども医療拡大により18歳未満は子ども医療に順次移行。
	19	特別障がい者手当等給付事業	(障がい者経済的支援事業) 対象となる障がい者に、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当を支給する。	対象者へ手当や補助金等の交付を行い、障がいのある人がいる家庭への経済的支援を行うことができた。
障がい者交流活動の 推進	20	障がいのある人の交流活動促進事業	(障がい者交流活動支援事業) 障がいのある人の社会参加の促進に資する団体を支援する。	障がい児(者)親の会は、令和6年度も補助金の交付申請がなかったが、他団体については、社会参加の促進のための補助を行った。
障がい者サービス給付	21	障がい福祉サービス等提供事業	(障がい者地域生活支援事業) さくらんぼキッズ(古賀市障がい者生活支援センター「咲」内)等に おいて、障がい児等の一時預かりを行う。	障がい児の一時預かり事業を行うことで、保護者の子育て支援ができた。
障がい者の相談支援	22	障がい者相談支援事業	(障がい者相談事業) 障がい者生活支援センター「咲」において、障がいのある人やその家 族等を対象とした相談支援を行う。また、身体・知的・精神障がい者 福祉相談員を配置し、障がい当事者によるピアカウンセリングを行 う。	「障がい当事者によるピアカウンセリング」及び、障がい者支援センター「咲」への相談については、相談者の固定化が見受けられるが、困ったときにいつでも相談できる体制は維持しており、障がいのある人やその家族に対し、必要な相談支援を行うことができていると考える。今後も継続して周知に努め、広く相談窓口を知らせていく必要がある。

## <u>基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり</u> (2) ライフ・ワーク・バランスの支援

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和6年度成果と課題
子育ての支援	1	子育て応援事業		講習会等を開催し、まかせて会員とおねがい会員の募集を継続的に実施したが、会員数自体の極端な減少などがないにもかかわらず、今年度の延べ利用回数が184回となっている。利用者そのもののニーズの変化に伴って、ファミリー・サポート・センター事業のあり方(コーディネイト・フォローアップ研修等)を検討する必要がある。
男女共同参画意識の 向上	2	男女共同参画推進事業	なく、その個性と能力を十分に発揮できるまちづくりを推進するため、市 民、事業所等に対してセミナーの開催や出前講座を実施する。	男女共同参画に係る一行詩の募集等の呼び掛けを行うことや、セミナーの講師に宋美玄氏(産婦人科医)を招き、健康介護課の健康測定会と同時開催にすることで、健康面への興味をきっかけに市民の参加を募ることができ、啓発につなげることができた。啓発事業4回出前講座では、地域・企業からの依頼があり、対象者を絞った啓発につなげることができた。出前講座4回
就労の支援	3	職業紹介事業		昨年度と比較し市民全体の就職決定率は減少(R5:55.5%→R6:53.3%)し、子育て中の世代と思われる20~40代の就職決定者数(R5:98人→R6:81人)も減少する結果となった。勤務日数、勤務時間などにおいて、子育てがしやすい多様な働き方の選択が可能な求人企業の確保に向けた情報収集や丁寧な相談対応等を引き続き実施していく必要がある。

## 基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり (3)安心して外出できる環境の整備

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和6年度成果と課題
青少年問題の対策	1	青少年健全育成対策事業	(青少年有害環境浄化事業) 福岡県青少年健全育成条例に基づく店舗立入調査や巡回活動など、青 少年を取り巻く社会環境の浄化活動を実施する。	市内の対象施設であるコンビニエンスストア21ヶ所、携帯電話事業者3ヶ所、書店1ヶ所、古書店1ヶ所、インターネットカフェ1ヶ所を立ち入り調査し、適正な営業がなされていることが確認できた。また、少年補導員による月1回の巡回パトロール活動及び青少年が多く集まる行事(放生会及び二十歳のつどい)の巡回パトロール活動を支援し、非行予防啓発活動を行った。
児童生徒の安全確保	2	学校運営事業	(小中学生安全情報配信事業) 「学校安心メールシステム」を利用し、保護者や地域へ不審者情報等 をメール配信する。	「学校安心メールシステム」の活用により、不審者情報や防犯に関する注意喚起を迅速に配信することで、保護者や地域住民の防犯意識の向上につながった。また、情報の共有がスムーズに行われることで、子どもの安全確保に対する地域全体の連携が強化された。 R6年度不審者情報等、安心メール配信回数:19回
交通安全の啓発	3	交通安全推進事業	(交通安全対策事業) 交通安全協会と連携し、各種啓発事業を実施し、交通安全の意識啓発 を図る。	交通安全協会と連携し、各種啓発事業を実施することにより、交通安全の意識啓 発を図ることができた。 福岡県交通安全協会に依頼し市内8小学校の1,4年生を対象に交通安全教室を 実施し児童の交通安全の意識啓発を図ることができた。
防犯体制の充実	4	防犯対策事業	(安全安心まちづくり推進事業) 学校登下校時の防犯パトロール車巡回や不審者情報の提供により、犯 罪予防・防犯啓発を行う。	各種団体及び関係機関と連携し、市民への情報提供及び防犯意識の普及啓発を図ることができた。 防犯カメラは新たに古賀駅前交差点に設置し、既存の防犯カメラの保守点検及び修繕を行い、犯罪の予防に寄与した。 学校登下校時の防犯パトロール車巡回を実施し、犯罪予防、防犯啓発を行うとともに、地域等が行う自主防犯活動の実態把握に務めた。
公園の管理	5	公園管理事業	(公園管理) 安全・安心で、地域とともに行う維持管理がしやすい公園の確保をする。	遊具等公園内施設の定期点検結果に基づき、撤去・修繕・更新等を実施した。 地域からの要望等により、巨木化・過繁茂状態の植栽部に対し、伐採・間伐等を 実施した。 遊具等公園内施設の老朽化に対しては、予防的措置を推進する必要がある。 巨木化・過繁茂し鬱蒼とした植栽部を、死角が無く行き交う人々の存在が感じ取れる、公園としてふさわしい安心・安全な空間にするために、伐採・間伐・下草 刈等を推進する必要がある。
道路網の整備	6	道路改良事業	(道路舗装改良事業) 通学路として指定されている幹線道路について、歩道または自転車歩 行道路を整備する。	西鉄宮地岳線跡地については、翁汐入線道路改良工事(中川区、花見南区)、古賀31号線道路改良工事を行い、歩道及び自転車レーンの整備を実施した。次年度以降も継続的に工事を実施する。また、西鉄跡地概略設計(花見東1、2区、花見北区)を実施し説明会を開催した。栗原・水上線については、用地買収を実施し、次年度は工事着手予定。計画的に歩道等の整備を行い、子供たちが安全に通学できる環境を整備する必要がある。

## 基本目標 4 教育・保育提供体制の充実 (1) 定期的な教育・保育施設の提供体制の確保

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和6年度成果と課題
公立保育所保育	1	公立保育所管理運営事業	(公立保育所管理運営事業) 公立保育所の管理運営を行う。	適正に公立保育所の管理運営をすることができた。 待機児童は、4月時点ではゼロを堅持したが、年度末に向けて増加し、3月時点では80人となった。
私立保育所保育	2	幼児教育•保育支援事業	(私立保育園運営支援事業) 私立保育園等に対し、事業運営費を支給する。	適正に事業運営費を支給し、事業補助金を支給することにより、円滑な保育施設 運営ができるよう支援することができた。 待機児童は、4月時点ではゼロを堅持したが、年度末に向けて増加し、3月時点 では80人となった。
	3	幼児教育・保育向上事業	(私立保育園運営支援事業) 私立保育園等に対し、様々な体験活動等に補助金を交付する。	私立保育施設等の教育・保育の充実を図ることができた。
	4	私立保育施設整備支援事業	(私立保育園整備支援事業) 私立保育園に対し、施設整備に係る補助金を交付する。	私立保育施設等の教育・保育の充実を図ることができた。
幼児教育の支援	5	私立幼稚園運営支援事業	(私立幼稚園運営支援事業) 私立幼稚園に対し、様々な体験活動等に補助金を交付する。	幼稚園の幼児教育等の充実を図ることができた。
	6		(認定こども園運営支援事業) 認定こども園に対し、1号認定分及び預かり保育事業に対し運営費を 支給する。	適正に事業運営費を支給することにより、円滑な認定こども園運営ができるよう 支援することができた。
	7	認定こども園整備支援事業	(認定こども園整備支援事業) 認定こども園に対し、施設整備に係る補助金を交付する。	園舎の改修等に対し補助金を交付し、保育施設等の防犯対策を図ることができ た。

## 基本目標 4 教育・保育提供体制の充実 (2)保育サービスの充実

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和6年度成果と課題
学童保育所保育	1	学童保育所管理運営事業	(学童保育所管理運営事業・学童保育事業) 保護者の就労等により家庭が留守になっている児童が、放課後等の遊びや生活の場として、安心・安全に過ごすことができるよう、学童保育所の維持管理を行うとともに、支援員の適切な配置と研修を行う。	多くの希望入所児童数に対応するため、4学童(小野、古賀西、花鶴、千鳥)で1 クラブすつ増やし、待機児童ゼロを堅持した。 入所児童数の大幅な増加に対応するための施設及び指導員の確保が今後の課題となっている。
保育ニーズの対応	2	保育サービス提供事業	(延長保育事業) 就労形態の多様化、長時間勤務等に伴う通常保育時間以降の保育ニーズに対応するために、通常保育時間を超えた時間に保育を実施する。	保護者の就労支援等のために適正な延長保育を提供することができた。また、保育士不足により一部縮小する意向の園も発生している。
	3	保育サービス提供事業	(休日保育事業) 日曜日及び祝日に就労等により家庭で保育することができない場合 に、久保保育園で保育を実施する。	日祝日に就労する保護者のために適正な休日保育を提供することができた。
	4	保育サービス提供事業	(病児保育事業) 保護者の就労等の理由により、病気の子どもを家庭で保育することができない場合に、医師の診断に基づき、一時的に福岡東医療センター内「たんぽぽ」及びこでまり小児科クリニック内「ここん・こが」で保育を実施する。	病後児保育のニーズに対応した保育を提供することができた。 定員超過により希望者に病児保育を提供できない日もあったため、 病児保育の広域化をより促進する必要がある。
	5	保育サービス提供事業	(保育所一時預かり事業) 保護者の短時間労働や病気、出産、冠婚葬祭等、また心理的、肉体的 負担の解消(リフレッシュ等)などで昼間一時的に保育できない場合 に、市内4園で保育を実施する。	未就園児童の保護者のレスパイトや一時的な就労等により支援が必要な世帯に サービスを提供することができた。

## 基本目標 4 教育・保育提供体制の充実 (3)教育・保育の向上

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和6年度成果と課題
公立保育所保育	1	公立保育所管理運営事業	(公立保育所管理運営事業・要支援児童加配事業) 在園する要支援児童の心身の発達を促すとともに、社会生活に必要な基礎 的能力を養うために、必要な加配職員を配置する。	運営は適切に行うことができたが、保育士不足により定員まで児童を受け入れることができなかった。 要支援児童に対しては、加配保育士を配置し、適切にサポートすることができた。
私立保育所保育	2	幼児教育・保育向上事業	(私立保育園運営支援事業・要支援児童加配事業) 在園する要支援児童の心身の発達を促すとともに、社会生活に必要な基礎 的能力を養うだめに、必要な加配職員を配置する。	在園する要支援児童に加配職員を配置し、発達を促すことができた。また、要支援児童と他の在園児が集団生活を通して共に生き、共に育ち合うことができた。保育士等の不足により、在園する全ての要支援児童に対し、加配保育士等を配置できていない園も発生している。
幼児教育の支援	3	幼児教育・保育向上事業	(私立幼稚園運営支援事業・要支援児童加配事業) 在園する要支援児童の心身の発達を促すとともに、社会生活に必要な基礎 的能力を養うために、必要な加配職員を配置する。	在園する要支援児童に加配職員を配置し、発達を促すことができた。また、要支援児童と他の在園児が集団生活を通して共に生き、共に育ち合うことができた。
学童保育所保育	4	学童保育所管理運営事業	(学童保育所管理運営事業・要支援生徒加配事業) 保護者の就労等により家庭が留守になっている児童が、放課後等の遊びや生活の場として、安心・安全に過ごすことができるよう、学童保育所の維持管理を行うとともに、支援員の適切な配置と研修を行う。	大幅な入所児童数に対応するため、4学童(小野、古賀西、花鶴、千鳥)で1クラブすつ増やし、待機児童ゼロを堅持した。 入所児童数の大幅な増加に対応するための施設及び指導員の確保が今後の課題となっている。
学習環境づくりの支援	5	多様な人的配置推進事業	(少人数指導推進事業) 講師を配置し、授業中における学習指導、学習支援を行う。	全小中学校において原則35人以下学級を実施し、実施した学級数に応じて、少人数学級対応講師(小学校1人、中学校3人)を配置し、学習指導において個に応じたきめ細かな支援ができた。多様な人的配置を継続し、多様なニーズに応じた支援を維持する必要がある。
丁自味成プトリの文版	6	多様な人的配置推進事業	(小学校教育支援員配置事業) 小学校教育支援員を各小学校に配置し、学習指導や生活指導に困難が 生じる児童の支援と学級担任の補助を行うことで、すべての児童の学 力の向上と学校生活の充実のための支援を行う。	市雇用の少人数学級対応講師、小学校教育支援員、県費の指導方法改善教員の配置で、少人数指導や習熟度別の指導等が実施でき、個々の児童生徒の状況や進度に応じた指導の充実が図れた。
学力の向上	7	学習支援アシスタント事業	(学習支援事業〜学習支援アシスタント事業) 市内小中学校において、授業中の個別支援、放課後補充学習、質問教 室、長期休業中補充学習等に学習支援アシスタントを派遣し、学力が 十分に身についていない児童生徒への支援を行う。	11校中10校で学習支援アシスタントを任用し、児童生徒に対し、きめ細かな学習支援を行った。
不登校児童生徒の支援	8	教育相談事業	(不登校児童生徒学校生活適応支援事業) 小・中学校に様々な事情により登校できない児童生徒が教育支援センター(あすなろ教室)に通級して、社会的自立を図る。	不登校児童生徒35名が教育支援センター「あすなろ教室」に入級した。玄海少年の家や(株)ピエトロ等の外部機関と連携した体験活動、家庭訪問による支援、スクールカウンセラーによるカウンセリングやスクールソーシャルワーカーによる相談支援等を実施し、入級した中学3年生全員が高校に進学できた。また、保護者の会を開催し、保護者同士の交流の機会を支援した。教育支援センターの機能強化を継続し、不登校担当者会での専門家による指導助言の機会や、不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立しないように適切な情報把握や支援を受けられるよう情報発信等が必要である。

## 基本目標 4 教育・保育提供体制の充実 (3)教育・保育の向上

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和6年度成果と課題
特別支援教育の推進	9	特別支援教育推進事業	(特別支援教室事業) 特別な教育的支援を要する児童生徒の困難さ(検査、行動観察)を把握し、支援を要する児童生徒の効果的な支援を提案する。 必要に応じて、教師や保護者の相談を受ける。 特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員と連携をとりながら、支援体制の充実を図る。	各学校からの要請に応じて、特別支援教育相談室「ひまわり教室」の主任相談員を派遣し、発達検査・面談・訪問支援を1,020回実施し、特別な教育的支援を要する児童生徒の指導について助言や情報提供を行った。授業観察や保護者面談等の丁寧な対応により、検査の必要性を見極め、検査が効果的に活用され、最適な支援へ繋げる必要がある。また、就学・進学に際し、関係機関等でより連携し、スムーズな就学相談、支援に繋げる必要がある。
	10	特別支援教育推進事業	(特別支援教室事業〜特別支援教育支援員配置事業〜) 特別な教育的支援を要する児童生徒を支援するため、各小・中学校に 特別支援教育支援員を配置し、児童生徒一人ひとりに応じた教育の推 進を図る。	特別支援学級に在籍する児童が通常学級において交流したり共同学習をする際等に支援を行う特別支援教育支援員の配置時間を11名8.400時間から15名10.200時間に増加した。特別な教育的配慮が必要な児童生徒が安心して学校生活を送れるよう支援するとともに、他の児童生徒の障がいの理解が促進された。支援を要する児童生徒及び特別支援学級数が増加傾向にあったことから、適切に配置時間数の増加について検討する必要がある。
	11	特別支援教育推進事業	(通級指導教室事業) 言語及び発達障害等の通級指導教室を設置して、一部支援を要する児 童生徒に対して、個に応じた指導を図る。	児童生徒110人が通級指導教室にて指導を受けた。一人ひとりのニーズに応じた 学習内容を週1回程度実施するとともに、教員の資質向上を図るための研修を実施した。また、必要備品の整備により通級指導教室巡回指導の充実を図ることが できた。 保護者の送迎の負担なく、児童生徒が慣れた環境で安心して指導を受けられるよ う自校方式での設置導入を推進する必要がある。
外国語教育の促進	12	外国語教育促進事業	(外国語教育促進事業) 外国語指導助手(ALT)を各小中学校に派遣し、外国語教育を実施することで、英語によるコミュニケーションを図る資質・能力を養うとともに異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化をもつ人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。	ALT3名を小中学校及び教育支援センターに派遣し、場に応じた自然な外国語の使い方や発音等に触れることで、外国や外国人、外国語への興味が喚起されるとともに学習意欲の向上につながった。また、授業時間でALTの出身国の文化などを紹介したり、休み時間、精除、給食等をとおして児童生徒と関わる時間を持ち、異文化理解が促進された。夏休み英語体験活動として、小学1~4年を対象にカントリーツアー、小学5~6年生を対象にスカベンジャーハントを実施し、短期間で多くの児童がALTと英語でコミュニケーションしながら世界を身近に感じることができた。
学校運営管理	13	多様な人的配置推進事業	(日本語対応支援事業) 日本語指導が必要な児童を調査・把握し、日本語指導講師の派遣・配置を行う。	市費で日本語指導講師を配置し、県費日本語指導教員と連携しながら、個に応じたきめ細かな学習や生活での支援を行った。
教職員指導力の向上	14	教職員指導力向上事業	(教職員研修活動支援事業) 教職員等に対し、学校運営・校内研修・生徒指導・特別支援教育・英語教育等に係る市主催の研修会を実施し、教職員等の資質向上を図る。	市主催研修会について、内容を精査し、スクラップを行い、いじめ防止基本方針に基づきいじめの早期発見・早期対応・継続的指導を充実等させるため「生徒指導に関する研修」や基本方針人権尊重の視点に立った指導の在り方に関する「人権・同和教育研修」等、エーズに応じた効果的な研修を年間22講座39回実施し、市雇用講師も含めた教職員の資質の向上を図った。
環境適応の支援	15	学校運営事業	(学級人間関係づくり支援事業) 市内全小学校の全学級で、福岡県教育委員会作成の「学校生活・環境 多面調査」を活用した調査を行い、学級集団の状態や生徒指導上の問題点を把握する。各校・各学級で調査結果をもとに具体的な手立てを 講じ、学級集団づくり、学習指導、生徒指導に活用する。	全校が一人一台端末を活用し「心の健康観察」等のアンケートやいじめ問題への対策・対応に重点を置いた「学校生活・環境多面調査」を実施し、いじめのない人間関係づくりと学級集団づくりの推進を図った。また、「いじめ防止対策推進委員会」と「いじめ問題対策連絡協議会」を合同で開催し、市内小中学校でのいじめの現状の共有や事例検討等を実施し、いじめの防止等に関係する機関等の連携を強化できた。
	16	学校運営事業	(医療的ケアが必要な児童生徒の就学支援) 医療的ケアが必要な児童生徒が安心して学べるように、医療的ケアが必要な時間に看護師を派遣する。	医療的ケアが必要な児童生徒の保護者と在籍校との連絡調整し、「古賀市立小・中学校における医療的ケアの実施等に関するガイドライン」に沿って、医療的ケア個別マニュアルや緊急時対応フローチャート等の作成支援を行うと共に、看護師を派遣し、医療的ケアを学校にて実施した。

## 基本目標 4 教育・保育提供体制の充実 (3)教育・保育の向上

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和6年度成果と課題
部活動の活性化	17	部活動活性化事業	を行う。	古賀市部活動地域移行等検討委員会を令和6年度は3回(通算5回)開催し、今後の方向性について審議を重ねた結果、令和7年3月28日に委員長から教育長へ答申が提出された。 《答申の基本方針》 ① 令和10年9月を目途に、部活動を地域クラブ等へ移行し、多様な体験活動の場とする。 ② 地域クラブの整備と、その活動環境の早期整備を進める。 ③ クラブ等に加入しない生徒にも活動機会を確保し、スポーツ・文化芸術活動の方実を図る。 教員が担っていた顧問の役割を担い、かつ、生徒への専門的技術指導も行う地域部活動指導員を古賀中学校1人、古賀北中学校2人、古賀東中学校に3人を配置し、中学校部活動の指導の充実を図るとともに、教職員の働き方改革も推進した。
進学の支援	18	高等学校等中途退学問題対策事業	(高等学校等中途退学問題対策事業) 高等学校等中途退学問題調査研究会議(年2回)を開催し、高等学校 等中途退学者の退学理由や退学後の状況、学校の対応について情報共 有するとともに、中途退学防止に向けた取組について協議し、進路の 保障に資する。	高等学校等中途退学問題調査研究会議を9月12日と2月14日の2回開催し、小学校・中学校・高等学校が連携し進路保障の具現化を図ることにつながった。
	19	学校運営協議会事務	(コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)) 学校が掲げる教育目標の実現に向け、地域住民が学校の応援団として 教育活動を支援する。	各学校1名以上の地域学校協働活動推進員を委嘱し、古賀市のコミュニティ・スクールとして、学校運営協議会の中に地域学校協働活動推進員を位置付け、推進役を担い、「地域学校協働活動推進員の役割の理解」についてアンケート結果は100%だった。

## <u>基本目標5 子育てを支える地域づくり</u> (1) 「地域総ぐるみ」子育て支援の推進

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和6年度成果と課題
乳幼児親子の交流推進	1	乳幼児親子交流·支援事業	(地域乳幼児親子交流促進事業〜ミニつどいの広場事業〜)子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士のふれあいにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	身近に気軽に、地域の中で子育てがしやすい環境を充実する必要があるため、学 童保育所での実施に加え、地域展開として、土曜広場、パパ・ママ講座、公園ミ 二つどい、オンライン広場を実施した。各事業への父親のの参加も増加してお り、交流の場となっている。また発達や子育ての相談ができる居場所「COCO ほっと」を土曜ミニつどい広場に設置し、子ども家庭センターにつなぐことがで きた。一方で、転入家庭に対する情報提供等転入支援の必要がある。
子育での支援	2	子育て応援事業	(子育て応援サポーター活動推進事業) 地域の中で子育ての応援ができる体制を構築するため、子育て応援サポーターを養成する。	母子保健事業、子育て支援事業及び訪問活動等を行い、引き続き地域と市が一体となって子育て世帯の支援を実施した。広報等でサポーター養成の周知を行い、年2回の養成講座を実施。課題として応募数の少なさや地域によってサポーター数にばらつきがあり、世代交代していく時期に来ているため、今後も地域での活動につながるよう検討していく。
	3	読書活動促進事業	(地域文庫・読書ボランティア支援事業・読書ボランティア講座) 読書ボランティア講座などによる研修会を行い、子どもを対象とした 読書活動団体および興味関心がある個人の支援を行う。	ボランティア団体との調整がつかない等の理由で研修などが実施できなかった。
読書活動の促進	4	読書活動促進事業	(地域文庫・読書ボランティア支援事業・地域文庫活動支援事業) 地域の読書活動の活性化のため、市内6か所の公民館・集会所を拠点 として活動している地域文庫の活動支援を行う。	団体貸出やボランティア活動支援助成事業の案内や研修会・講演会等の情報提供を行った。
青少年育成活動の支援	5	青少年育成活動推進事業	(青少年育成活動推進事業) 市の地域活動指導員が、地域単独では困難な活動の企画・運営を支援 し、子どもたちが豊かにたくましく育つ環境を地域で育む。また、地 域での活動や支援を通して、地域の教育力の向上を図る。	通学合宿や寺子屋など、地域が主体となり実施する事業について、参加児童数や実施地域が増加し、子どもの体験活動の場の充実につながった。通学合宿は、昨年度と同様、3校区(青柳・古賀西・花鶴)で実施され、計80人の児童が参加した。また、寺子屋は、校区コミュニティや自治会が主体となった活動が加わり、計471人の児童が参加した。実施地域の更なる拡大に向けた事業周知及び協力者の確保が課題となっている。
地域コミュニティ活動の推進	6	コミュニティ活動推進事業	(校区コミュニティ活動支援事業) 校区まちづくり活動事業交付金やコミュニティ活動補助金を交付し、 各団体が取組む子どもに関わる地域活動を支援する。	コミュニティ活動事業交付金による財政的な支援を実施し、地域活動の推進を支援したり、校区コミュニティの会議にまちづくり推進課職員が出席し、必要に応じて意見や助言等を行い、校区コミュニティの主体的な運営を支援した。また、地域づくりサポート制度により自治会や校区コミュニティが困りごとを解決するための手法を学び、課題解決のきっかけづくりを支援することができた。
	7	コミュニティ活動推進事業	(自治会活動支援事業) 自治会統合型交付金を交付し、各団体が取組む子どもに関わる地域活動を支援する。	平成31年度より、自治会を対象とした複数の補助金等を一つにまとめ、自治会統合型交付金として交付することで、地域の補助金申請にかかる手続きを一括化・簡略化し、自治会の負担軽減且つ地域活動の推進を支援した。高齢化や自治会離れ、役員不足等の課題があり、今後も、ソフト面・財政面の総合的な自治会支援を行うことが必要。

## <u>基本目標5 子育てを支える地域づくり</u> (1) 「地域総ぐるみ」子育て支援の推進

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和6年度成果と課題
市民活動の支援	8	コミュニティ活動推進事業	市民活動に関する相談及び情報提供や市民活動団体の交流促進を行うことにより、子どもの健全育成を図る活動を支援する。	市民活動団体や活動をはじめることを検討している人たちに対して、相談や情報 提供及び交流会の開催等を通じ、団体活動への支援を行った。 登録団体数は令和5年度から変更なし(44団体、内こども分野8団体)。 市民活動団体の構成員の高齢化等による活動の縮小や廃止が進んでいる状況にあ り、引き続き団体に対する相談や情報提供など、団体の活動を支援していくこと が必要。
	9	介護予防関連施設管理事業	古賀東小内の「えんがわ」を拠点に、紙芝居などを通じて世代間交流を図る。	60歳以上の高齢者の創作や趣味、レクリエーション、世代間交流等を行うグループに、活動の場所を提供しているが、令和6年度も1団体のみの利用となっている。今後、施設の活用について検討する必要がある。なお、令和7年度から健康介護課へ移管する。
高齢者生きがいづくり の支援	10	介護予防関連施設管理事業	中学生対象の職業体験や福祉体験を通じて、高齢者の能力や経験を伝える場を提供する。	60歳以上の高齢者の介護予防や生きがい活動、健康の保持増進、世代間の交流等を支援している。令和6年度も利用者間の紹介や地域包括支援センターとの連携に加え、チラシ配布や新たに開始した説明見学会の開催により19人の新規利用者獲得につなげられた。利用者の高齢化・健康状態の悪化による登録終了が懸念点であるが、今年度は9人にとどまり、結果として年間利用者数の目標達成率は94%にとどまったものの前年比70人増となった。引き続き、地域包括支援センターとの連携やプログラムの工夫により、利用者の増加に繋げていきたい。

## <u>基本目標5 子育てを支える地域づくり</u> (2)子どもが地域の担い手となる体制づくり

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和6年度成果と課題
青少年活動の支援	1	青少年育成活動推進事業	(青少年生活体験支援事業・通学合信事業) 地域のボランティア団体の主催により、地域の子どもたちが日常の生活から離れ、異年齢での集団生活体験宿泊(地域の公民館等)を行いながら、通学することで、家庭の大切さを認識するとともに、協調性・自主性を養い心豊かにたくましく生きることのできる資質や能力を育成する。また、地域のボランティアが子どもたちの集団生活体験を支えることで、地域のつながりの強化、地域で子どもを育てる機運を高める。	通学合宿は、昨年度と同様、3校区(青柳・古賀西・花鶴)で実施され、計80人の児童が参加した。また、寺子屋は、校区コミュニティや自治会が主体となった活動が加わり、計471人の児童が参加した。 実施地域の更なる拡大に向けた事業周知及び協力者の確保が課題となっている。
	2	青少年育成活動推進事業	(地域青少年体験活動支援事業) 寺子屋事業や放課後子供教室など地域での子どもの体験活動に取組む 指導者の支援を行う。	放課後子供教室のスタッフを対象に年2回の研修(救急救命講習・子どもへの関わり方)を行い、資質向上の機会を確保した。 また、県等が実施する研修などの情報提供を行った。
青少年活動の推進	3	青少年育成活動推進事業	(青少年体験活動推進事業・子どもわくわくフェスタ事業) 青少年育成団体が集まり、子どもの体験の場を設けフェスタを開催することで、青少年健全育成と団体の連携を深める。	昨年度より多くの団体(ステージ発表13団体、体験活動19団体、飲食提供4団体)がわくわくフェスタに参加し、子どもたちにさまざまな体験活動や活動発表の場を創出することができた。
読書活動の促進	4	読書活動促進事業	(読書活動促進事業) 子どもを対象に、読書講座及び講演会などを実施する。	「子ども読書の日イベント(おはなし会等)」、「高校生によるおはなし会」などでは、体験学習を交えた広がりのある読書イベントを開催した。また、「暮らしの講座」や「医療講座」を開催、幅広い内容で読書の楽しみを拡ける読書活動の推進を図った。
高齢者在宅生活支援	5	認知症見守り促進事業	(認知症サポーター養成事業) 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをめざし、認知症の人 やその介護者を地域全体で見守り、支援するため、市民向け認知症サ ポーター養成講座のほか、小中学生向けの認知症ジュニアサポーター 養成講座を行う。	市内8小学校5年生向けにサポーター養成講座を実施した。市内3中学校の1年生向けに認知症VR体験講座を開催し、いずれも認知症に関する理解を深める機会となった。 認知症基本法が制定され、「新しい認知症観」の普及啓発に向けた講座内容の見直しが必要である。